OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	現代における先住民族居住地の軍事的再植民地化ーハワイ、ディエゴガルシア、沖縄
Author(s)	大城, 尚子
Citation	大阪大学, 2019, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/71693
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　大　城　尚　子　）	
論文題名	**現代における先住民族居住地の軍事的再植民地化―ハワイ、ディエゴガルシア、沖縄**

論文内容の要旨

植民地主義という言葉は、主に歴史学の用語として用いられてきた。だが、旧宗主国と旧植民地国の非対称な関係や、多国籍企業による開発途上国の経済・労働・資源の搾取問題は依然として存在する。その力関係をみると、過去の植民地主義時の力関係が強く影響しているのではないか、と疑問を抱く。独立した旧植民地国でその関係が維持されているのであれば、宗主国に併合され、「国民」の地位が付与された先住民族もまた、現在進行形の植民地主義の犠牲者となっているのではないだろうか。先住民族には、さまざまな問題があると考えるが、本論文では、古典的な植民地主義と米軍事基地という新要素が加わった先住民族の土地問題を分析対象として取り上げた。

本論文は、事例研究である。具体的な事例は、現在の宗主国に併合され、米軍基地が配置されているハワイ（米国）とディエゴガルシア（英国）、沖縄（日本）を選択した。3つの事例は、入植者や宗主国に植民地化され、米軍基地の配置によって軍事的再植民地化された、という点では類似性を持つ。一方、それぞれが置かれている政治環境、人口、自治形態は、3者3様だ。端的に述べると、ハワイのカナカマオリの場合は、米国国内法の活用、連邦制の権限などを行使できる。しかし、軍事基地を含む土地開発に関する意思決定過程では、セトラーという入植者の子孫や移民がハワイ州では多数派を占めていることもあり、カナカマオリの民意は反映されにくい構造である。

ディエゴガルシア島が属するチャゴス諸島のチャゴス人の場合は、米軍基地建設のため同諸島から強制退去となり、現在も立ち入ることができない。両政府の中東戦略において重要な役割を果たす同諸島は、住民との政治的摩擦がないため英米両政府にとって軍事戦略を優先できる都合の良い場所だ。チャゴス人は、その政治的環境の中で歴史的不正義と帰還要求を訴えている。

沖縄人の場合は、沖縄県の中で多数派であり、沖縄人自らが県の政策を策定し、運用する権限を持つ。だが、在沖米軍基地に関しては、日本政府が自国民の保護よりも米国の軍事戦略を優先する傾向にあり、その限りではない。また、民主的な方法によらない形で普天間基地の移設先が決定するという日本国内の政治状況がある。その意味では、前出の2者と比較すると、ある程度の自治権を持つが、日本という国家の枠組みで行使される手続的民主主義のもとでは少数派になるため、政治の場では無力に近い。

そこで本論文では、政治的環境が異なる3つの地域を、次の3つの視角から比較検討し、分析した。まず、植民地主義の第一段階として、先住民族の領土が植民地化され、独立国家に併合された経緯。次に、植民地主義の第二段階である軍事的再植民地化の背景として、米国の軍事戦略における同地域の位置づけと運用。最後に、軍事的再植民地化の継続・維持のメカニズム解明として、各先住民族による自己決定権（ハワイ：土地返還、ディエゴガルシア：チャゴス諸島への帰還、沖縄：普天間基地移設問題にかかる辺野古新基地建設への反対）の行使に対する政府の対応、である。これらに加え、本論文では軍事的再植民地化からの脱植民地主義の示唆を得るため、各先住民族があえて他の国民とは異なる「民族」と主張し、宗主国の歴史的不正義を訴え、自己決定権を実現しようとする取り組みについて考察した。

考察の結果、軍事的再植民地化された本論文の事例3地域では、既存の研究が示すように植民地主義が継続していた。また、その維持と継続という側面からみると、通説の米国の安全保障政策に従属する政府という不平等な関係性から生じる問題も内在しつつも、過去の植民地主義を清算しないままに続行する支配が問題の根底にある。結果として、本事例の人々と直接交渉する政府は、現在も自身の利益を優先し、「国民」であるはずの併合した人々の民意を尊重した権利保護よりも国家の安全保障政策を優先している。つまり、先住民族の犠牲の上に成り立つ両政府の関係は、互いにその責任を覆い被せながら「補強・補完」し合う対等な関係なのである。

最後に、軍事的再植民地からの脱植民地主義の実現には、当事者のみならず社会を構成するすべての人々に植民地主義責任とその清算が求められる。すべての人々が対等となる関係を構築するには、植民地独立付与宣言と、そこで具体化された自己決定に対するすべての人民の権利の実現と一体的に結びついていることを想起すると明文化した「平和への権利宣言」（2016年に国連で採択）の実現が求められる。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　大城　尚子　）			
	（職）		氏　名
論文審査担当者	主 査	准教授	木戸　衛一
	副 査	教授	松野　明久
	副 査	東京大学名誉教授	木畑　洋一
	副 査	教授	山田　康博

論文審査の結果の要旨

本博士号請求論文は、旧植民地と宗主国の非対称的な力関係が今日まで継続し、米軍基地建設のために、先住民族の土地が奪われている問題を、ハワイ・ディエゴガルシア・沖縄に即して分析することを通じて、「植民地主義」をすぐれて今日的な文脈で捉え直そうとするものである。

第１章では、本論文の問題意識、先行研究および概念整理が行われている。「植民地主義」は本来、大航海時代から20世紀前半に関わる歴史的概念であるが、本論文は、ラスカサスを初め、一見植民地主義を批判していると思われる数々の著作が、実は「文明」の高みに立って「野蛮」を教導しようとしていた問題や、特に21世紀に入ってからは、「文明」が「自由と民主主義」に置き換えられ、他者が周辺化・無化されている問題を明らかにしている。そして、米軍基地建設、先住民族、土地、自己決定権をキーワードに、「軍事的再植民地化」という包括的概念を用いて叙述が展開されることを示している。

第２章は、ハワイにおける軍事的再植民地の問題を扱っている。言うまでもなくハワイは、米国の１州であるが、軍事基地を含む土地開発に関する意思決定過程においては、セトラーという入植者の子孫や移民が多数派を占めているため、今日でも、先住民族であるカナカマオリの土地返還を求める声が反映されにくい状況にあることを明らかにしている。

第３章は、英国の植民地、ディエゴガルシアで、第二次世界大戦後結ばれた英米間の協定によって米軍基地が建設されたため、同島が属するチャゴス諸島のチャゴス人が退去を強いられ、英国のさまざまな施策によって、現在も立ち入ることができない問題を扱っている。そこでは、「法治」の原則すら歪められて、チャゴス諸島への帰還を求めるチャゴス人の主張が封殺されている問題が明らかにされている。

第４章は、沖縄において、在沖米軍基地に関し、日本政府が、自国民の保護よりも米国の軍事戦略を優先している問題を取り上げている。特に、普天間基地移設問題に端を発する辺野古新基地建設への反対が顧慮されない状況を内在的に明らかにしている。

第５章では、本論文の総括と展望が述べられている。ハワイ、ディエゴガルシア、沖縄という３つの事例は、政治環境や自治形態が相異なるとはいえ、入植者や宗主国に植民地化されたうえに、米軍基地の配置によって軍事的に再植民地化され、住民の自己決定権が阻害されている点で重要な共通点を持つ。しかも、このような状況は、当該政府が米国というグローバル覇権国家に従属させられた結果ではなく、むしろ主体的にそれと相互に補強・補完しあう関係にあることから生じたことが明らかにされている。

こうした軍事的再植民地状況の克服に向けて、本論文は、1960年の「植民地独立付与宣言」に加え、2016年に国連で採択された、国際人権としての「平和への権利宣言」を活用することを提唱している。

以上のように、本博士号請求論文は、著者の沖縄出身者としての明確な問題意識のもとに、米軍基地建設に伴う先住民族の土地問題に関しての詳細な事例研究を踏まえ、意欲的な政策提言を行っていること、なによりも「植民地主義」概念を歴史学の範疇から21世紀の地平に引き上げたことなどの学問的貢献は高く評価できることから、博士（国際公共政策）を授与されるに値する。